

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の扶養手当に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第13条の規定に基づき、教職員の扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2 旧給与規程第13条第3項の別に定めるものは、教育職給料表の適用を受ける教員のうち(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の管理職手当に関する細則別表第1の区分5種以上の職を占める教員とする。

(届出様式)

第2条 旧給与規程第14条第1項に規定する扶養親族届の様式は、様式1のとおりとする。

(認定)

第3条 理事長は、教職員から旧給与規程第14条の規定による届出があったときは、当該扶養親族が旧給与規程第14条第2項に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨等を確認して認定しなければならない。

2 理事長が前項の認定を行なうに当たっては、次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- 一 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- 二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
- 三 身体又は精神に著しい障害のある者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 理事長は、前3項の認定を行なうときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。